

答 申 第 1 9 1 号

平成17年3月9日

千葉県知事 堂 本 暁 子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大 田 洋 介

異議申立てに対する決定について（答 申）

平成15年9月29日付け耕第447号による下記の諮問について、次のとおり  
答申します。

記

平成15年9月10日付けで提起された平成15年9月8日付け耕第406号  
の1及び同日付け耕第406号の2で行った行政文書不開示決定に係る異議申立  
てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成15年9月8日付け耕第406号の1で行った「土地改良事業で換地された安房郡鋸南町竜島字豆田802番地（以下「本件土地」という。）の農地とその南隣接の赤道の境界が一直線でないことのわかる一切の行政文書（耕地課分）」及び同日付け耕第406号の2で行った「本件土地の農地とその南隣接の赤道の境界が一直線であることのわかる一切の行政文書（耕地課分）」の行政文書不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると次のとおりである。

ア 平成15年6月6日付け決定書（平成13年11月20日付け異議申立てに対する棄却決定）の「2、判断」の「(2) 本件決定について」の本文中に「本件土地（竜島字豆田802番地）の地形は変更されていない」との記載があり地形がどのようになっていたか判断できる行政文書は存在する。

イ 区界の変更というのであれば、換地前の従前の公図の土地の形状と同一であるはずの更正後の換地図が添付されている。ところが、その更正後の換地図を拡大すると、本件土地の農地と道路の境界が一直線となっており、更正前の換地図でその部分が一直線でない形状をしている。

更正前の従前の公図（換地前の公図）も添付されていることから、一直線のはずの境界が、更正前の換地図では一直線でないのに一直線であるかのようにして換地計画の更正を千葉県が承認した。そのため、境界が一直線であることがわかる書類と一直線でないことのわかる書類を同時に開示請求され、それらの決定に困って不開示決定としたものである。

土地改良事業において土地の境界が不明では換地ができないのが当然であり、境界がどのようになっていたか判断できないはずがない。

ウ 当時の担当者が、『本来土地改良事業区域内の範囲内の土地が未記入であったとする更正をさせるべきものをそうしなかったため』、現担当者がそれをうやむやにするのが千葉県職員の仕事でよいのか？土地改良事業とは、千葉県の職員が違法行為をするために、多額の公金を支出しているものではない。

エ 現担当者に、土地の境界が一直線か否かの判断は誰が責任を持って出来るのか聞いても答えず『知事ではないか』といいかげんな事を言っている。知事にいいかげんな行政文書を発行させるのが千葉県の職員の仕事であるなら、その旨を決定書にはっきり記載してもらいたい。

オ 上記更正処理における申請書一式を見て情報公開審査会で判断してほしい。

### 3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件土地に係る換地計画の更正について

安房郡鋸南町（以下「町」という。）が事業主体である新農業構造改善事業竜島地区の換地計画については、昭和60年10月29日付けで換地処分公告が行われたが、換地処分公告後に国有地の編入に錯誤があることが判明したため、町は換地計画更正承認申請をし、知事は平成8年3月28日付けで換地計画の更正承認を行った。

その内容は、本件土地に隣接する道路部分を換地計画において建設省に帰属させたところ、当該部分は地区外であることが判明したことから、更正前の換地図及び更正後の換地図並びに換地明細書を添付書類として換地計画の更正を行ったものである。

この換地計画更正承認に係る行政文書については、平成13年8月1日付け耕第289号及び平成13年11月6日付け耕第498号の2-1で異議申立人にそれぞれ開示決定及び部分開示決定をしている。

#### (2) 不開示理由について

上記更正処理は、建設省所管として本件土地の隣接地に誤って換地された道路を抹消したもので、本件土地と道路の境界が一直線かどうかについて、判断したものではなく、更正承認に係る関係文書は請求の趣旨を満たすものではない。

また、その他一直線かどうか分かる行政文書は保有（作成・取得）して

いないため、不存在を理由として不開示とした。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、平成15年6月6日付け決定書の本文中に「本件土地の地形は変更されていない」との記載があるので、地形がどのようなになっていたか判断できる行政文書は存在すると主張するが、決定書に記載された「本件土地の地形は変更されていない」とは、その前段に記載のとおり「換地計画上の地区界の変更を行った」だけのもので、地形について変更したものではないという趣旨である。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件開示請求及び本件決定について

異議申立人は、①本件土地の農地とその南隣接の赤道の境界が一直線でないことわかる一切の行政文書（耕地課分）、②本件土地の農地とその南隣接の赤道の境界が一直線であることわかる一切の行政文書（耕地課分）の開示請求（以下①及び②を合わせて「本件請求」という。）をし、実施機関は当該行政文書を保有していないとして平成15年9月8日付け耕第406号の1及び同日付け耕第406号の2により不開示決定（以下両決定を合わせて「本件決定」という。）を行った。

(2) 本件請求対象文書の不存在について

実施機関は、本件決定の不開示理由を上記3(2)のとおり説明するので、以下検討する。

ア 本件請求は、耕地課分としてなされたものであり、換地された本件土地と「その南隣接の赤道の境界」に関するという趣旨から、町が実施した新農業構造改善事業竜島地区の換地計画（以下「本件換地計画」という。）に関し、本件土地とその南隣接の道路の境界部分について、現地測量に基づいた、換地後の境界の地形が詳細に確認できる図面が対象文書と考えられるので、耕地課が保管する本件換地計画に係る換地計画認可や換地処分に関する行政文書にこれが存在するか検討する。

イ 市町村が、知事に換地計画の認可を申請するときは、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第52条第1項の規定による換地計画認可申請書を管轄する土地改良事務所長に提出し、土地改良事務

所長はこの換地計画が適当であるときは知事に副申し、知事は、副申のあった換地計画認可申請書を審査のうえ適否決定を行い、適当な換地計画であると認めた場合、換地計画の写しを利害関係人の縦覧に供する旨の公告をする。その後、関係市町村役場において縦覧した換地計画について、知事に異議の申出がない場合及び異議の申出に対し却下又は、棄却の決定をした場合、知事は、換地計画の認可をすることとされており、土地改良事務所長を経由し、換地計画の認可の通知を認可申請者に通知するものである。

ウ この換地計画認可申請書には、換地計画書並びに現形図及び換地図が添付され、さらに、法第52条第8項に規定する関係農業委員会の同意書及び土地改良法施行規則(昭和24年省令第75号)第43条に規定する①議事録謄本、②不換地、特別減歩申出書(同意書)、③異種目換地同意書、④創設非農地(農用地)換地取得同意書等、また、審査又は指導上添付を要する書類として、⑤換地士の意見書の写し、⑥権利者会議通知書の写し及び議案、⑦農用地以外の地目決定の理由書、⑧仮登記権者等の同意書などの該当する事項の書面を提出することとされている。

本件土地とその南隣接の道路の境界部分の形状が確認できる文書として、本件請求の趣旨を満たすものとしては、換地区全体の整地工事の完了後に行う、確定測量に基づいて作成される確定測量図が考えられる。

しかし、この確定測量図は、事業主体が作成するものであり、知事に提出される換地計画認可申請書の添付書類は上記に列挙したとおりであって、この確定測量図は含まれていない。

そして、換地計画認可申請書に添付される現形図は、換地前の土地について作成されたもので本件請求の趣旨を満たしていない。

また、換地図は確定測量に基づいて作成されるものであるが、確定測量図に記載された筆界点の記載が省略されるものであるため、この換地図からは、本件土地とその南隣接の道路の境界部分が直線であるかどうかを判断することはできない。

さらに、実施機関が説明するとおり、換地の更正処理に係る関係文書を検分したが、この点を判断することができるものとは認められなかった。

したがって、本件請求において担当課として異議申立人から指定された農林水産部耕地課において、本件請求の趣旨を満たす行政文書を保有していないという、実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(3) 異議申立人のその余の主張について

本件文書の不存在に係る主張以外のその余の異議申立人の主張は本件開示請求に直接関係するものではないことから、当審査会は判断しない。

(4) 結論

以上とおり、実施機関が本件文書の不存在を理由に不開示とした本件決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
15. 9. 29	諮問書の受理
15. 10. 24	実施機関の理由説明書の受理
17. 1. 25	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学教授	部会長職務 代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成17年1月25日現在)